

2月には確定申告の時期がやってくるが、働き方が多様になり副業・兼業が増えると、サラリーマンも年末調整だけでは終わらず、申告をする必要が出てくる。そこで税務当局にとって、ITを活用した高度な納税者サービスが課題となる。

先進諸国は、納税者サービスの向上という観点から、申告利便性を高めるためのさまざまな対応をしているが、最も重要かつ画期的なのは、記入済み申告制度の導入である。

この制度は、税務当局が、雇用主や金融機関等から提出された給与支払額、源泉徴収額や保険料支払額などをあらかじめ納税者ごとに申告書に記入して電子的に送付し、納税者はその内容を確認し、必要に応じ修正して税務当局に送付することで申告が終了する。

納税者サービスの一環として北欧諸国を皮切りに今では欧州10数か国が導入しており、アジアでもシンガポールなどが導入している。最も進んでいるスウェ

ーデンでは、税務当局から送付された申告書に、給与、利子、配当などと並んで、支払税額も記入され、納税者の税の過不足額（追加納税額や還付額）まで計算・記入されている。

税務当局にとってもメリットが多い。申告書の收受後に申告内容を審査する従来の方式に比べ、申告間違いや記入漏れなど納税者の単純ミスがあらかじめ防止でき、申告書收受後の事務が効率化されるのである。

フランスでは給与所得と投資所得の2つが対象となっている。納税者は記入された収入について、経費の実額か、10%の概算控除かを選択して控除欄に記入し税額計算をする。シェアリングエコノミーから生じた所得（正確には収入）についても、税務当局経由で納税者に送り返している。国民全員と紐づいた納税申告用のポ

ータルが存在しているのだ。

さてわが国ではどうか。政府税制調査会の「経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について（意見の整理）」（2018年11月7日）を読むと、ようやくわが国も、記入済み申告制度の導入に向けて舵を切ったようだ。

すでに税務当局は法定調書の範囲内で、納税者の申告内容と取引相手方の法定調書の内容をマイナンバーを通じてマッチングさせているが、国税当局が個々の納税者ごとに情報を振り分け

事前に返していくシステムを作るには、相当な準備とコストがかかる。その間は、マイナンバー・マイナポータルとe-Taxを組み合わせたシステムの構築を目指すようだ。

具体的には、マイナポータルの「情報提供等記録開示システム（データ連携）」や「電子私書箱機能」を活用して、医療支払情報、生・損保の保険料控除、住宅ローン残高証明書などの電子的受取りを可能にした上で、これをe-Taxと連動させて申

告につなげる仕組みである。クレジットカードなど民間の決済サービスと連動する「電子決済機能」を使って納税まで可能になる。

筆者はこれを「日本型記入済み申告制度」として導入することを数年にわたり提言してきた（<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>）。国税当局が申告書に直接情報を記入する本来の記入済み申告制度とは異なるが、わが国の実情に合った対応ということであろう。

今後カギを握るのはプラットフォーマーからの情報入手だ。平成31年度改正で、任意の照会についての法整備と、悪質な納税者に対する実効的な照会・不服申立ての導入が行われるが、海外からの情報入手も必要だ。また、プラットフォーマーから納税者のポータルへの情報提供も必要となる。

連載

税制之理

ことわり

第142回

日本型記入済み申告制度の導入へ

東京財団政策研究所研究主幹 森信茂樹 中央大学法科大学院特任教授